

受益者負担適正化に関する基本方針(案)の概要

本方針は、施設の使用料や行政サービスの対価として受領する手数料等について、適正料金の算定を行うための基本的な考え方を整理したもので、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るために策定するものです。

本市では、平成22年4月に使用料の見直しを行いました。以後、統一的な見直しは行っておらず、消費税の増税によるコストの増加や社会経済情勢の変化に対応できていない状況にあります。

公の施設の在り方や持続可能な公共サービスの提供といった視点で受益者負担のあり方を検証することが求められており、本方針に沿って、受益者負担の適正化を進めていきます。

受益者負担の定期的な見直しについて…方針(案)P3

適正な受益者負担を維持するため、原則5年ごとに料金を見直しを行います。

受益者負担割合の設定について…【使用料】方針(案)P7~9 【手数料】方針(案)P13

受益者負担割合は、料金算定にあたり利用者の負担と行政の負担割合を決めるものです。

行政サービスは、目的や性質が多様であるため、一律の割合を設定するとかえって公平性を損なう場合もあるため、目的や性質に応じた受益者負担割合を設定します。

料金の算定方法について…【使用料】方針(案)P6~7、P10~11 【手数料】方針(案)P13

利用者の方に適正な負担を求めるためには、算定方法を明確にする必要があるため、サービス提供に係る経費を算定基礎とし、統一的な算定方法を設定します。

なお、使用料の算定において、用地取得費や減価償却費等の「施設の設置に係る経費」は、施設は市民の共有財産という考え方により、公費負担とし、算定経費に含めないこととします。

激変緩和措置について…方針(案)P16

本方針に基づき料金算定を行った結果、従来の料金と比べて、大幅な増額となる場合は、利用者負担の抑制と利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置を講じます。

激変緩和措置：「原則、改正料金は、従来料金の1.5倍を上限とします。」

適用除外について…方針(案)P5

本方針での算定方法が適用できないもの、適用すべきでないものとして、次に掲げるものは対象から除外し、別途での検討事項とします。

- ① 法令等により料金を徴収することができないもの…市民図書館など
- ② 法令等により基準額や積算方法が定められているもの…市営住宅など
- ③ 独立採算性が求められる公営企業会計に関するもの…上下水道事業に関するもの
- ④ 市の条例等において料金を無料としているもの…子育て支援センターなど
- ⑤ 市場価格との均衡をもとに料金を設定するもの…市自動車駐車場など